

いては、登記簿上の所有者であった[REDACTED]が死亡し、相続、順次相続が発生し、代位による相続登記が済み、一部の相続人は、市へ持分を寄附したが、相手方は、別表記載の土地の共有者持分を有し、持分登記を経由している。

伊賀市（旧上野市）は、伊賀市（旧上野市）立神戸小学校の校舎・校庭の敷地として、昭和 32 年 5 月 31 日から供用を開始し、別表記載の土地を同日から所有の意思を持って平穩に、かつ、公然と占有しており、昭和 52 年 5 月 31 日の経過をもって、民法第 162 条第 1 項所定の時効期間が満了し、その所有権を取得したものである。

4 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴及び上告並びにその取下げ

6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部

別表

所在	地目	地積
伊賀市上神戸字白地 22 番 2	畑	148 m ²